

令和2年予備試験憲法

1 本件取材活動の制限は報道機関の取材の自由を制約するものとして違憲であるという主張が考えられる。以下具体的に検討する。

2 まず、取材の自由は憲法上保証されているかが問題となる。

憲法21条1項は表現の自由を保障しているが、同時に表現の自由の土台となる情報受領の自由も保障していると解される。したがって国民は知る権利を有することになるが、取材活動は、国民の知る権利の保障に資するとともに、民主主義の基礎となる思想の自由市場の形成に貢献するものである。したがって取材の自由は十分尊重に値するものと解される。

3 そして、本件立法により、報道関係者の犯罪被害者等への取材が原則禁止になり、犯罪被害者等の同意を得た場合でなければ許されないとされる。そして、当該法律に違反した場合は、都道府県の公安委員会によって取材等中止命令が発せられ、当該命令に従わない場合は処罰されることとなる。

したがって、本来自由であるはずの取材活動が、本件立法によって制限されているといえる。
4 では、本件制約が正当化されるかが問題となる。

取材の自由は、表現の自由の土台となるものであり、国民の知る権利に資するものとして重要性を有する。もっとも、無制限に許されるものではなく、取材活動が社会的活動である以上、公共の福祉による制限を受けることになる。すなわち、本件立法の目的が重要であり、その目的を達成する上での手段が当該目的と合理的関連性を有するものであれば、合憲であると解される。

本件立法の目的は、過剰な取材活動によって犯罪被害者等の私生活の平穏が脅かされることを防止し、もってこれを保護するものである。これは、メディアが多角化し、競争が激化するゆえ、取材活動がより一層激しいものとなった現代においては、より必要性の強いものであるといえる。したがって、本件立法の目的は重要であるといえる。

次に、本件目的を達成する上での手段たる規制が当該目的と合理的関連性を有するかについて検討する。

本件立法は、犯罪被害者等への取材活動を原則禁止とし、犯罪被害者等の同意がある場合にのみ許容するというものである。そして、取材等中止命令が発せられてなお取材が行われる場合は刑罰も科されうるといえるものである。

確かに、原則禁止の形態、そして刑罰が科されうるといえるのは、取材活動への制約が強いものであるが、犯罪被害者等を保護するうえでは有効かつ必要といえる。さらに、犯罪被害者等の同意を得れば取材活動を行えるのであり、被害者等の同意なく取材活動が行われ、取材中止命令が発せられたとしても直ちに罰せられるのではなく、当該命令が発せられてもなお取材が続けられる場合にのみ刑罰が科されうるものである。また、被害者等によって取材中止命令が解除されうるといふことも法定されている。これらの点から、必ずしも本件規制が不相当に強度のものであるということとはできない。

したがって本件規制は、本件目的と合理的関連性を有するものであるといえる。

以上から、本件立法は合憲である。

判例に引かれて
権利の重要性
侵害態様
被害者等の知る権利の重要性
等から、本件立法が
必要といえる。

本件立法は
必要かつ
合理的な
制限である。

憲法に
制限が
ない限り
相当性を
論じることは
できない。
本件立法は
必要かつ
合理的な
制限である。
アンテナを
回すことは
必要である。

各事案をそれぞれに検討する必要がある。

第1 設問1について

1 Cは、本件許可処分について「法律上の利益を有する者」(行訴法9条1項)にあたるか。

2 「法律上の利益を有する者」とは、当該処分により自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され又は侵害されるおそれのある者をいう。そして、当該処分を定めた行政法規が不特定多数者の具体的利益を専ら一般的公益に吸収解消させるにとどめず、それが帰属する個々人の個別的利益としても保護すべきものとする趣旨を含むと解される場合には、かかる利益も法律上保護された利益にあたる。その際に、行訴法9条2項の事由を勘案する。

3 本件において、Cが本件許可処分によって受ける不利益は、本件広告物の設置による落ち着いた住宅地である周辺の景観が害されること及び明るすぎる映像が深夜まで表示されることにより、Cの安眠が害されるおそれがあることである。

4 本件条例1条は、良好な景観の形成、風致の維持及び公衆に対する危険の防止を目的としている。そして、同条例2条は、広告物等について以上の目的に適合するものであることを求める。同条例6条は一定の地域においては、あらかじめ県知事の許可を受けなければならないことを定めており、同条各号によれば、良好な景観の形成、風致の維持又は公衆の危害を防止する必要性の高い地域について、事前規制を設けていることが分かる。それらのことから、本件条例は、許可制度によって、広告物等の設置による景観の利益を保護する趣旨にでたものといえる。したがって、不特定多数者のかかる景観利益を保護しているものといえる。

6では、個別的利益要件を充足するか。

(1) 景観利益は、その性質上国民全体が等しく享受する公公共的な利益であり、広告物等に設置によって安眠が害されるという個々人の個別的利益は含まれていないとA県から反論されると考えられる。

(2) しかし、景観利益は公共的利益ではあるものの、その性質上その利益を日常的に享受しているのは地元住民であり、地元住民はその景観利益について密接な利害関係を有しているといえる。また、広告物設置により、かかる利益は永続的に侵害され続けるものである。とりわけ電光掲示板を用いた広告物は、深夜になればその明るさから住民の睡眠を妨害することは十分に想定され、当該広告物からの距離関係が近いほどより直接的に著しい被害を生ずるといえる。したがって、当該広告物に近接した地点に居住し、直接的に著しい被害を受けるおそれのある者については、その者の生命・身体といった利益を個別的利益として保護する趣旨であると考えられる。

本件において、本件条例9条及び規則別表第5第2号ハにおいて、鉄道から100メートル未満の中で居住する者に対し、当該広告物によって生じる被害を個別的利益として保護するものである。そしてCは、本件申請地点の隣地に居住しており、鉄道まで100メートル

行政法では、~~審判は~~9条文はすくなく、意識を付すべし。

ル未満の場所である。そのことから、Cには原告適格が認められる。

第2 設問2

1 基準1は、本件条例の委任の範囲を超えるため、無効・違法であると主張する。

2 基準1を定める本件規則は、本件条例9条の委任を受けて制定されており委任命令にあたる。委任命令においては法律の委任の範囲を超えることはできない。そして、委任の範囲を超えているかどうかは、委任規定の文言、趣旨、対象となる私人の権利の性質等諸般の事情を考慮して決すると解する。

3 まず、基準1は、一定の広告物について鉄道等までの距離を100メートル以上であることを定める。本件条例6条1項2号においては、道路及び鉄道等に接続し、かかる当該道路及び鉄道等から展望できる地域のうち、知事が交通の安全を妨げるおそれがあり、又は自然の景観を害するおそれがあると認めてしている区域について、広告物の設置にあらかじめ県知事の許可を要するとしている。かかる規定からすれば、鉄道等の近くに広告物を設置してはならないとしたのは、交通の安全が害されるおそれがあり、鉄道から見える自然の景観が害されるおそれがあるからであるということができる。そして、地下鉄の場合、上記のように広告物によって交通の安全が害されるおそれもなければ、景観が害されるとはいえない。そうだとすれば、鉄道と地下鉄を区別せず一律に基準1として定めたことは、条例の委任の範囲を超え、無効違法であるといえる。

1312101,

鉄道の周辺は、電車に乗る多くの人が目にしておらず、このため規定が厳しくなると。

広告効果と期待する人々から、多数の広告物を設置せざるを得ない状況で、

それが、

地下鉄の場合は、広告物の設置が不可能な状況で、...

(広告物も多数設置される)

というわけですね。